

川越市自由通路有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川越市自由通路条例（平成18年条例第10号）第1条に規定する自由通路（以下単に「自由通路」という。）内に掲示する有料広告の取扱いについて、川越市行政財産の使用料に関する条例（平成4年条例第26号。以下「条例」という。）及び川越市財産規則（昭和39年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、川越市広告掲載に関する要綱（平成20年10月28日市長決裁。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の名称)

第2条 要綱第2条に規定する広告媒体の名称は、川越市自由通路有料広告（以下「自由通路広告」という。）とする。

(広告事業の実施)

第3条 自由通路広告に係る事業は、市が指定する自由通路の壁面に設置した川越市自由通路有料広告掲示用パネル（以下「掲示用パネル」という。）内に掲示するポスター形式の広告の掲示を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定する行政財産の使用の許可及びこの要領に定めるところにより実施するものとする。

(掲示可能な広告の範囲)

第4条 自由通路広告に広告を掲示できる者、広告の内容及び範囲は、要綱第3条及び川越市広告掲載基準（平成20年10月28日市長決裁）の規定によるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、並びに掲示用パネルの掲示場所及び数は、別表のとおりとする。

(広告の掲示期間)

第6条 広告を掲示することができる期間（以下「広告掲示期間」という。）は、1箇月を単位とする。

2 市長は、自由通路広告への広告の掲示を希望する者（以下「掲示希望者」という。）が複数月の掲示を希望するときは、これを認めることができる。

(掲示希望者の募集)

第7条 市長は、掲示希望者を募集するときは、市ホームページ、広報川越等により行うものとする。

2 市長は、掲示用パネルを新たに設置したとき、又は掲示用パネルに空きが生じたときは、随時掲示希望者を募集することができる。

(広告掲示の申込み)

第8条 掲示希望者は、規則第22条第1項に規定する行政財産使用許可申請書及び川越市自由通路有料広告掲示申込書（様式第1号）により、市長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲示の決定)

第9条 市長は、第12条第1項の規定により審査を行い、自由通路広告への広告掲示の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲示の可否を決定したときは、その結果並びに掲示内容及び条件等を、規則第22条第3項に規定する行政財産使用許可書及び川越市自由通路有料広告掲示決定通知書（様式第2号）により、又は行政財産の使用許可をしない旨の通知及び川越市自由通路有料広告不掲示決定通知書（様式第3号）により掲示希望者に通知するものとする。

3 市長は、掲示希望者の数が別表に掲げる掲示用パネルの枠数を超えたときは、次に掲げる順位により決定するものとする。この場合において、同順位の掲示希望者については、掲示希望月数の多いものを優先するものとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びこれに類するもの

(2) 公共性を有する業務を行う私企業で、市内に事務所等を有するもの

(3) 前号に掲げるもの以外の私企業で、市内に事務所等を有するもの

(4) 前3号に掲げるもの以外のもの

4 前項の規定により順位の決定ができない場合は、抽選によりその順位を決定するものとする。

(広告掲示料等)

第10条 自由通路広告の広告掲示料及び行政財産の使用料（以下「行政財産使用料」という。）は、別表のとおりとする。

2 自由通路広告に広告を掲示する者（以下「広告主」という。）は、前項に規定する広告掲示料を市長の指定する期日までに一括して納付するものとする。

(延滞利息等)

第11条 市長は、広告主の責めに帰すべき理由により前条第1項の広告掲示料の支払が遅れた場合には、未受領金額につき、延滞日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息の支払を広告主に請求することができる。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

2 広告主が行政財産使用料を納期限までに納付しない場合の延滞金等については、川越市税外諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和43年条例第42号）の定めるところによる。

(広告内容等の審査及び協議)

第12条 市長は、市の信用、信頼等を損なうことがないように、広告の内容等について審査を行うものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、広告の内容等について広告主と協議するものとする。

(広告の作成、掲示等)

第13条 広告の作成並びに掲示用パネルへの広告の掲示及び撤去は、広告主の責任及び負担で行うものとする。

2 前項の掲示及び撤去は、広告掲示期間内に、歩行者の通行及び自由通路の管理に支障が生じないように、市との協議を経て日程等を決定し、市の立会いの下で行わなければならないものとする。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、広告掲示期間内に広告の内容等を変更しようとするときは、あらかじめ市との協議を経て、変更しようとする月の前月の10日までに、市長に届け出るものとする。

2 市長は、広告の内容等が各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又はこの要領等に抵触すると認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更等を求めることができる。

(広告掲示の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他何らの手続を経ることなく、自由通路広告への広告の掲示を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲示料及び行政財産使用料の納付がないとき。
- (2) 広告主が前条第2項の規定による広告の内容等の変更等を行わず、又は同項の変更を行ってもその内容等を是正することができないとき。
- (3) 広告の掲示に係る行政財産の目的外使用許可が取り消されたとき。
- (4) その他自由通路広告への広告の掲示が適切でないと市長が認めるとき。

(広告掲示の取下げ)

第16条 広告主は、自己の都合により自由通路広告への広告の掲示を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲示を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲示を取り下げたときは、納付済みの広告掲示料は返還しない。

(広告掲示料の返還)

第17条 広告主の責めに帰することのできない理由により自由通路広告への

広告の掲示を取り消したときは、納付済みの広告掲示料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲示料は、掲示を取り消した月以降の納付済の広告掲示料とする。この場合において、掲示を取り消した日の属する月の広告掲示料については、日割りにより計算するものとする。

3 第1項の規定により返還する広告掲示料には、利子を付さない。
(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等掲示した広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する全ての権利関係の整理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、自由通路広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年1月25日から施行する。

附 則 (平成29年11月27日市長決裁)

この要領は、平成30年1月25日から施行する。

別表（第5条、第9条、第10条関係）

掲 示 場 所	広 告 の 規 格	掲 示 用 パ ネ ル の 数	料 金 （ 1 箇 月 当 たり 1 枠 に つ き ）	
				内 訳
川 越 市 霞 ヶ 関 駅 自 由 通 路	B 0 判 縦 992mm× 横 1,418mm 以内	4 枠	1 8 , 0 0 0 円	広告掲示料 1 6 , 4 7 0 円
				行政財産使用料 1 , 5 3 0 円
	B 1 判 縦 992mm× 横 690mm 以内	4 枠	9 , 0 0 0 円	広告掲示料 8 , 2 4 0 円
				行政財産使用料 7 6 0 円
	B 2 判 縦 690mm× 横 447mm 以内	4 枠	4 , 5 0 0 円	広告掲示料 4 , 1 2 0 円
				行政財産使用料 3 8 0 円
川 越 市 新 河 岸 駅 自 由 通 路	B 0 判 縦 992mm× 横 1,418mm 以内	6 枠	1 8 , 0 0 0 円	広告掲示料 1 6 , 4 7 0 円
				行政財産使用料 1 , 5 3 0 円

年 月 日

川越市自由通路有料広告掲示申込書

（提出先）

川越市長

川越市自由通路有料広告への広告の掲示を次のとおり申し込みます。

申込者 (広告主を代理する場合にあっては、その代理人)	所在地	〒		
	ふりがな 名称			
	ふりがな 代表者役職名・氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	T E L		
		F A X		
		E-Mail		
業種				
広告内容	掲示希望場所 (いずれかに○)	川越市霞ヶ関駅自由通路 川越市新河岸駅自由通路		
	掲示希望期間	年 月 日から 年 月 日まで (ヶ月)		
	掲示希望パネル番号	第 1 希望	番	* 複 数 枠 掲 示 希 望 有 ・ 無
		第 2 希望	番	
	広告主			
	所在地	〒		
	業種			
添付書類	滞納がないことの証明書 掲示しようとする広告又はその内容がわかるもの			

第 号
年 月 日

様

川越市長



川越市自由通路有料広告掲示決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました川越市自由通路有料広告の掲示について、次のとおり掲示することと決定しましたので通知します。

広告掲示場所	
広告掲示期間	年 月 日から 年 月 日まで (ヶ月)
掲示パネル番号	番
広告掲示料	円
広告の掲示に関する 契約書提出期限	年 月 日 まで (郵送又は直接御持参ください。)
広告掲示料納付期限	年 月 日 まで (納入通知書に記載のある場所で納付してください。)

- ※別紙「川越市自由通路の広告掲示に関する契約書」の内容を確認していただき、記載内容について御承諾いただければ、契約書（2 通）に押印（会社印及び代表者印）後、1 通には収入印紙を貼付の上、所定の期限までに担当へ提出してください。提出された契約書に公印を押印し、1 通を返送いたします。
- ※同封の納入通知書にて、広告掲示料及び行政財産使用料の納入をお願いいたします。
- ※所定の期限までに広告掲示料及び行政財産使用料の納入がない場合は、広告を掲示できません。
- ※この通知書及び契約書の内容その他不明な点がございましたら、担当まで御連絡ください。

第 号
年 月 日

様

川越市長



川越市自由通路有料広告不掲示決定通知書

年 月 日付けでお申し込みいただきました川越市自由通路有料広告の掲示について、掲示しないことと決定いたしましたので、お知らせいたします。

広告掲示場所	
広告掲示希望期間	年 月 日から 年 月 日まで （ ヶ月）
広告掲示希望パネル番号	番
掲示できない理由	

※この通知書の内容その他不明な点がございましたら、担当まで御連絡ください。